

【注射用カリウム製剤】

医薬品等の名前(一般名)	注射用カリウム製剤
診療科	心臓血管外科
分類	適応外使用
使用の目的	心臓血管外科手術で一時的に心臓を止める場合、心臓を保護する液（心臓保護液）を使用します。本邦で承認されている心臓保護液（ミオテクター冠血管注）をそのまま使用すると、カリウム濃度が低いため不完全な心停止となり、心筋障害の原因となります。そのため、より安定した手術を行えるよう注射用カリウム製剤を追加します。
使い方	心臓保護液に注射用カリウム製剤を追加し血液と混合して使用します。最終的な心筋保護液のカリウム濃度が 15~20 mEq/L の範囲になるように血液と混合する比率を調整します。
承認日	令和6年10月21日
医薬品副作用被害救済制度	薬剤の適応外使用は、医薬品副作用被害救済制度の対象外となることがあります。独立行政法人医薬品医療機器総合機構のサイトで確認できます。 https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0011.html

個々の承認内容について詳しくお知りになりたい場合や拒否されたい場合は、かかりの診療科・医師にご相談ください。

【添付文書について】

医薬品および医療機器は、法律（医薬品医療機器等法）に基づいて厚生労働省で承認された用法で使用することが求められています。この定められた用法などを記載したものは添付文書といわれます。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医療用医薬品情報検索サイトで確認できます。

<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch/>